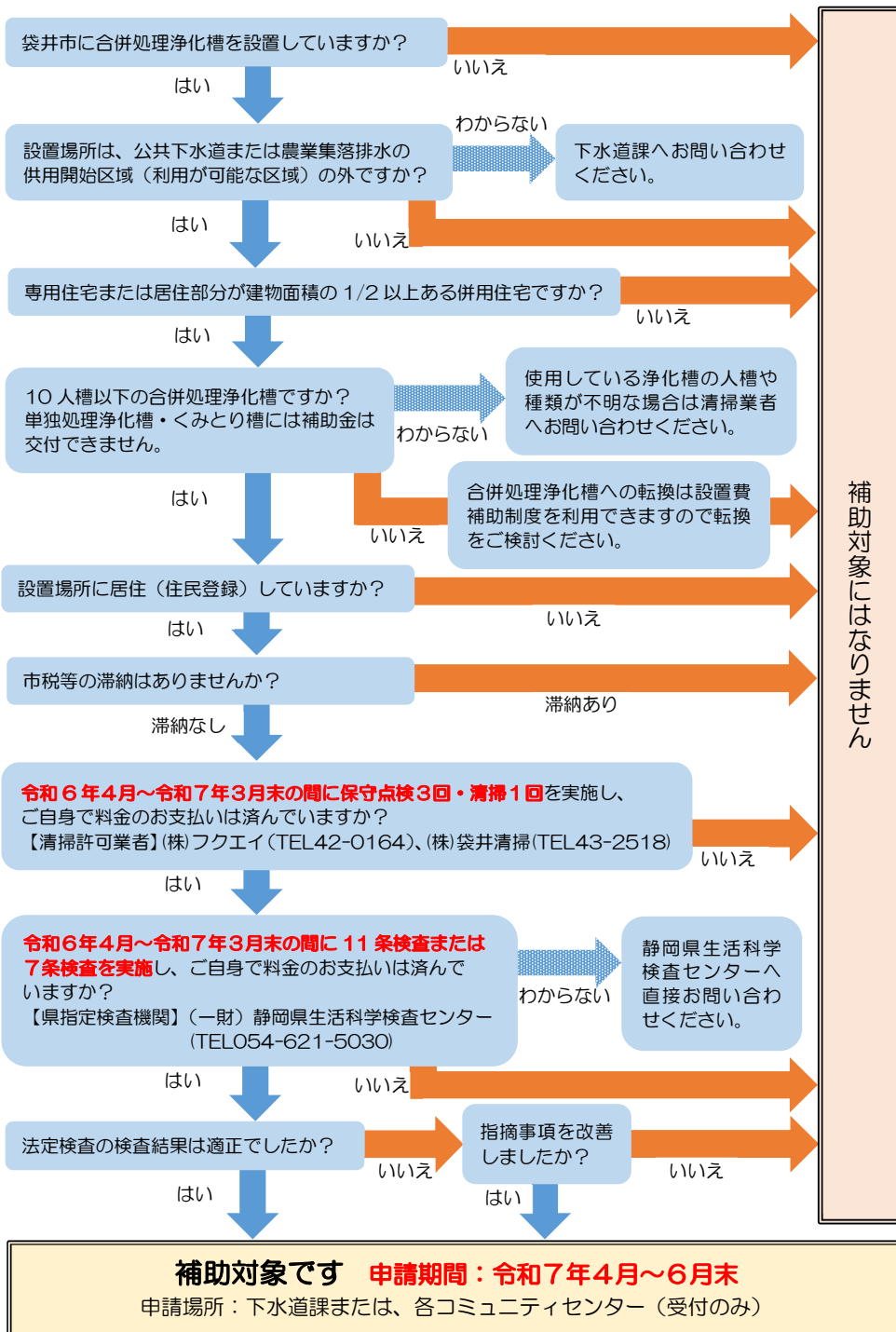


浄化槽維持管理費補助制度対象者 確認フロー



合併処理浄化槽を
ご使用の皆様へ



袋井市下水道課からのお知らせ

令和7年度 浄化槽維持管理費補助制度

対象となる方

- ◇ 令和6年4月から令和7年3月に、保守点検3回、清掃1回、法定検査（7条または11条）1回をすべて実施し、ご自身で料金をお支払いの方
 - ◇ 10人槽以下の合併処理浄化槽をご使用の方
（公共下水道、農業集落排水を利用可能な区域の方は対象になりません）
 - ◇ 設置場所に住所（住民登録）があり、市税等を滞納していない方
- 裏面の確認フローで補助条件をご確認ください！**
- ※合併処理浄化槽…お風呂、トイレ、台所等家庭からの生活排水すべてを処理する浄化槽
（平成13年4月以降に個人住宅に設置された浄化槽はすべて合併処理浄化槽）
- ※単独処理浄化槽…トイレからの排水のみを処理する浄化槽（申請対象外）
- 合併処理浄化槽を新しく設置された方は初回清掃を実施した翌年度から申請できます**

申請方法

令和7年4月～6月末に下水道課または各コミュニティセンターへ申請してください。

- ◇ 申請用紙… ① 補助金交付申請書（様式第1号）、② 請求書（様式第6号）
 - ◇ 下水道課、各コミュニティセンターに設置しています。
 - ◇ 袋井市のホームページからもダウンロードできます。
 - ◇ 毎年度、申請が必要です。
- ※ご不明な点は下水道課までお問い合わせください。
コミュニティセンターでは、相談対応はできません。

補助額の計算は見開きで
ご確認ください。



補助金について

維持管理に係る費用（年間）
（保守点検・清掃＋法定検査）



下水道使用料に換算した額
（年間）



**補助金
交付**

- ◇ 水道の使用状況等により、各家庭の補助額は異なります。
- ※詳細は、市のホームページをご覧ください。下水道課までお問い合わせください。

<問合せ先>

袋井市下水道課
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1（本庁3階）
TEL：0538-84-6081 FAX：0538-84-6083



浄化槽維持管理費補助金
ホームページ